

第一種電気工事士免状交付申請手続案内（試験合格者）

1 申請対象者（以下の3項目を全て満たす方）

- ① 第一種電気工事士試験に合格していること。
※電気主任技術者資格等による認定申請は、「手続案内（認定申請）」を御覧ください。
- ② 愛知県内に住民登録していること。
- ③ 3年以上の実務経験があり、所定の実務経験証明書により証明できること。

2 申請方法及びお問い合わせ先

- (1) 郵送 ※簡易書留にてお送りください。

〒460-8501（愛知県庁固有番号のため、住所記載不要。）

愛知県 消防保安課 産業保安室 電気・火薬グループ

- (2) 窓口へ持参 ※本庁舎3階平面図は下図のとおり

愛知県庁 本庁舎3階 産業保安室 電気・火薬グループ

住所：名古屋市中区三の丸3-1-2



- (3) 電子申請

以下のURLから申請してください。

URL : <https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi/smart-apply/apply-procedure-alias/menjyou-1syukoufu>

ただし、以下の3点は必ず郵送で提出してください。

- ・ 試験結果通知書
- ・ 実務経験証明書
- ・ 返信用封筒1通

- (4) お問い合わせ先（産業保安室 電気・火薬グループ）

電話：052-954-6199（ダイヤルイン）

3 手続の流れ

① 申請書一式をダウンロードしてください。



② 記載例を参考に実務経験証明書を作成し、**事前審査**を受けてください。事前審査は下書きや代表者印押印前でも結構です。

【事前審査の流れ】

1. メール又はFAXで「4 必要書類」の⑤及び⑥を産業保安室に送信してください。証明者欄をスタンプ等で記入するために事前審査では空欄とする場合、証明者の名称及び電気工事業法の番号をメール本文又はFAX送信票に明記してください。

・ メールアドレス：sangyohoan@pref.aichi.lg.jp

※件名を「第一種電気工事士実務経験事前審査」としてください。

・ FAX番号：052-954-6909

※余白に①返信方法（FAXまたは電話）及び②返信先のFAX番号又は電話番号を記載してください。

※主任電気工事士に選任されている場合

申請者が愛知県に登録（届出）のある電気工事業者の主任電気工事士に選任されている（いた）場合、実務経験証明書は省略可能です。この場合、実務経験証明書は作成せず、メール本文またはFAX送信票に①氏名及びふりがな、②生年月日、③第二種電気工事士免状の交付番号の3点を記入し、件名を「第一種電気工事士実務経験事前審査（主任電気工事士）」としてお送りください。本申請の際は、審査結果のメール又はFAXを実務経験証明書の代わりに提出してください。



2. 審査結果を回答します。

※審査結果の回答が3日以上ない場合、受信確認の電話(052-954-6199)を開庁時間（平日8:45～17:30）にお願いいたします。



3. 審査の結果、受付可となる場合、「事前審査受付番号」をお伝えしますので、実務経験証明書の左上に記入してください。また、代表者印を忘れずに押印願います。



③「4 申請に必要なもの」をそろえ、郵送（簡易書留）、持参又は電子申請により申請ください。郵送による場合は、事故防止のため必ず「簡易書留」により送付してください。なお、電子申請の場合、一部の書類は必ず郵送が必要です。



④不備がなければ、免状は書類到着から1～2週間後に簡易書留で郵送します。
※実務経験証明書の事前審査を受けた後、原則1か月以内に申請下さい。(長期間経過すると、法令改正等により事前審査が無効となる場合があります。)
※実務経験証明書の不備により窓口で受付できない事例が多いため、事前審査をお願いしております。御足労をおかけしないためにも、御協力願います。

4 申請に必要なもの (①及び⑤の様式は、ダウンロードできます。)

必 要 書 類 等	注 意 事 項
①免状交付申請書	・住所及び氏名は住民登録のとおり記入。 ・昼間の連絡先を必ず記入(携帯電話番号優先)。
②手数料6,000円 支払い方法3種類 ア 愛知県収入証紙 イ 申請窓口でのキャッシュレス決済 ウ オンライン決済(電子申請の場合)	・愛知県収入証紙購入場所 ファミリーマート愛知県庁店、県内市区町村役場会計課、各警察署等 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikei/0000006654.html   
③写真1枚	・「電気工事士免状交付申請に必要な写真についてのお願ひ」(7ページ)を御参照ください。
④試験結果通知書	・オレンジ色のハガキ大の用紙。原本。 ・「試験結果通知書」を紛失した場合は、「合格証書の写し」の提出と「合格証書原本」の提示で申請可能です。郵送での申請の場合、「合格証書原本」は、免状交付の際に同封してお返しします。来庁での申請の場合、「合格証書原本」は申請の際に確認してその場でお返しします。 ・「試験結果通知書」と「合格証書」のどちらも紛失した場合、(財)電気技術者試験センター(03-3552-7691)で再交付を受けてください。
⑤実務経験証明書	・「5 実務経験証明書について」及び記載例をよくお読みください。
⑥実務経験証明書添付書類	・実務経験証明書の「④職務の内容」が「一般用電気工作物等」の場合は「第二種電気工事士免状の

	写し」 ・実務経験証明書の「④職務の内容」が「その他（簡易電気工事）」の場合は「認定電気工事従事者認定証の写し」 ・実務経験証明書の「①期間」に、認められる実務経験を実施していない期間が含まれるため、通算期間を減算する場合、その内容がわかるもの。
⑦返信用封筒 1 通	・免状受取人の住所・氏名を記入。切手不要。 ・長形 3 号(たて23.5cm×よこ12cm)以内の大きさの封筒。ただし、郵送申請かつ④で合格証書を選択する場合は、「合格証書原本」が入るサイズの封筒。 ・完成した免状は、この封筒にて簡易書留でお届けします。
⑧本人確認書類 (ア) 住民票の写し(交付後 6ヶ月以内、マイナ バーの記載がないも の、コピー可) (イ) 有効期限内のマイナ バーカードのコピー (表面のみ) (ウ) 有効期限内の公的書類 のコピー(運転免許 証)等	・外国人住民の方は、(ア)または(イ)から選択してください。 ・手数料を申請窓口のキャッシュレス決済端末で納付する方・転居して一週間以内の方は、(ア)～(ウ)から選択してください。 ・その他の方は、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)により申請者の氏名等を確認しますので、本人確認書類は不要ですが、住基ネットの利用を希望されない方は、(ア)～(ウ)から選択して提出してください。 ・婚姻等により、④、⑤、⑥と申請時の氏名が異なる方は戸籍抄本(個人事項証明)などのお名前のつながりがわかるものが必要です。(④、⑤と申請時の住所が異なっても証明書類は不要です。)
⑨申請者一覧(会社等が2名 分以上をまとめて申請する 場合のみ。様式任意)	・申請者全員の氏名と、とりまとめ担当者の連絡先を明記してください。

5 実務経験証明書について（重要ですので、よくお読みください。）

免状交付には、**3年以上の電気に関する工事**（注1）の実務経験が必要です。

実務経験は、工事施工時の雇用主（注2）による実務経験証明書により審査します。

以下の実務経験に関する説明をよく読み、記載例を参考にした上で、実務経験証明書（様式）に記入してください。

また、添付書類が必要な場合は、添付してください。

○認められる実務経験の例（主なもの）

- ・ 第二種電気工事士免状取得以降の一般用電気工作物等（一般家庭、個人商店等）の電気工事（記載例①）（第一種電気工事士試験合格者用）
- ・ 自家用電気工作物（おもに高圧以上で受電するビル、工場等（最大電力500 k w以上の需要設備）、発電所、変電所）の電気工事（記載例②）
- ・ 認定電気工事従事者認定証取得以降の自家用電気工作物（最大電力500 k w未満の需要設備）の簡易電気工事（記載例③）
- ・ 電気事業の用に供する電気工作物の電気工事（記載例④）

（注1）実務経験として認められる電気に関する工事

- （1）電気工作物に該当する電気設備を設置し、又は変更する工事。（自ら施工する当該工事に伴う設計及び検査を含み、キュービクル、変圧器等の据え付けに伴う土木工事及び電気機器の製造を除く。）
- （2）経済産業大臣が指定する養成施設において教員として担当する実習

なお、次に掲げる工事は、**実務経験として認められません。**

①軽微な工事（電気工事士法施行令第1条）

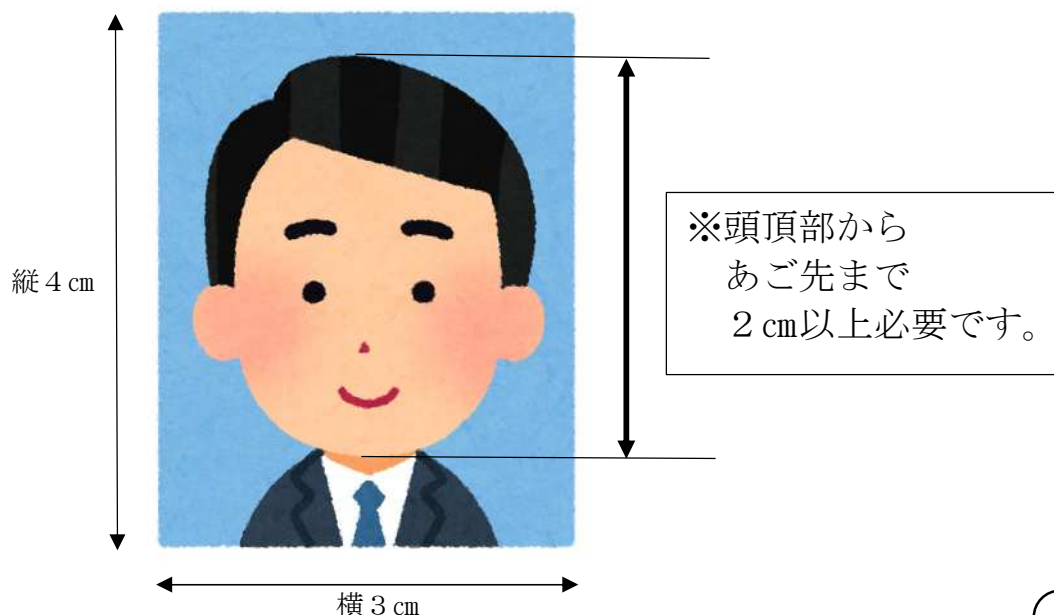
- ア 電圧600V以下で使用する差込み接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼットその他の接続器又は電圧600V以下で使用するナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチその他の開閉器にコード又はキャブタイヤケーブルを接続する工事
- イ 電圧600V以下で使用する電気機器（配線器具を除く。以下同じ。）又は電圧600V以下で使用する蓄電池の端子に電線（コード、キャブタイヤケーブル及びケーブルを含む。以下同じ。）をねじ止めする工事
- ウ 電圧600V以下で使用する電気機器（配線器具を除く。以下同じ。）又は電圧600V以下で使用する蓄電池の端子に電線（コード、キャブタイヤケーブル及びケーブルを含む。以下同じ。）をねじ止めする工事
- エ 電圧600V以下で使用する電力量計若しくは電流制限器又はヒューズを取り付け、又は取り外す工事
- オ 電鈴、インターホン、火災感知器、豆電球その他これらに類する施設に使

- 用する小型変圧器(二次電圧が36Vのものに限る。)の二次側の配線工事
- カ 電線を支持する柱、腕木その他これらに類する工作物を設置し、又は変更する工事
- キ 地中電線用の暗渠又は管を設置し、又は変更する工事
- ② 特殊電気工事(電気工事士法施行規則第2条の2)
- ア ネオン用として設置される分電盤、主開閉器(電源側の電線との接続部分を除く)、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの付属設備に係る電気工事(ネオン工事)
- イ 非常用予備発電装置として設置される原動機、発電機、配電盤(他の需要設備との電線接続部分を除く)及びこれらの付属設備に係る電気工事(非常用予備発電装置工事)
- ③ 電圧5万V以上で使用する架空電線路に係る工事及び保安通信工事

(注2) 工事施工時の雇用主による実務経験証明書

- 1 証明者は、原則として、雇用主(代表者)です。なお、支店長、工場長等に証明行為が委任され、委任状が提出されている場合は、その者の証明でも可です(委任状様式は、「実務経験証明書の証明者について」を参照してください。)
- 2 2社以上にまたがって経験年数を満たす場合は、それぞれの証明者の証明が必要です(1社につき実務経験証明書1枚)。
- 3 証明者印は、屋号印(角印)ではなく、個人の場合は丸印(認印で可)、法人の場合は登記印(実印)を押印してください。

電気工事士免状交付申請に必要な写真についてのお願い



【注意点】

- ・必要枚数 1 枚
- ・上図の大きさを厳守すること
- ・6 か月以内に撮影したもの
- ・枠なし、正面、無帽、無背景、服装は自由
- ・写真印刷向けの専用用紙に印刷すること
- ・免状用写真として不適切ではないこと（不適切な写真の例は以下を参照）

【不適切な写真の例】

- ・写真の大きさが縦 4 cm×横 3 cm以外のもの
- ・顔の輪郭の一部が隠れているもの（頭、あごが見切れているもの）
- ・照明が眼鏡に反射しているもの（サングラス着用不可）
- ・前髪・前髪の影・眼鏡のフレーム等が目にかかっているもの
- ・顔が影で暗すぎるもの
- ・目や顔の大きさ等を加工したもの
- ・写真印刷向けの専用用紙以外のもの
- ・写真が不鮮明なもの

※その他、不適切な写真は受付できません。

※不適切な写真の場合、再提出をお願いすることになります。再提出になると免状の交付が遅れますので御注意ください。

※特に、写真店や照明写真機以外で撮影される場合は、写真が暗すぎたり、背景に壁の柄が写りこんでいたりなど、不適切な写真が多いので御注意ください。

実務経験証明書の証明者について

実務経験証明書の証明者については、通商産業省（当時）発の下記の通達（抜粋）によります。なお、下記によりがたい場合は、御相談願います。

【電気工事士法の規定により第一種電気工事士免状等の交付を受けるために必要な実務の経験について】

（平成7年12月1日 7資公部第409号 資源エネルギー庁公益事業部長通知）

第一種電気工事士免状の交付の申請の際に提出される所用の実務の経験を有することを証明する書類（実務経験証明書）としては、次に掲げるものを有効とする。

- （1）申請者が電気工事業者等に現に雇用されている場合又は過去に雇用されていた場合において、当該申請者の雇用主又は雇用主であった者が証明する書類。
- （2）申請者が電気事業法施行規則第52条第2項に規定する別に告示する要件に該当する者であって、同項に規定する委託契約の相手方として現に認められている者又は過去において認められていた者である場合において、次に掲げる者のうちいずれかが証明する書類。
 - ① 当該委託契約に係る発電所又は需要設備を設置している者又は設置していた者。
 - ② 当該申請者が会員として加入している公益法人の代表者。
- （3）次に掲げる者のうちいずれかが証明する書類
 - ① （財）電気工事技術講習センターその他電気に関する工事又は保安に係る事業を行う公益法人の代表者。
 - ② 各都道府県電気工事工業組合その他これに類する法人格を有する団体の代表者。
 - ③ 2以上の電気工事業者等
- （4）前記（1）から（3）までに掲げるもののほか、申請者が所要の実務経験を有する者であることを確実に証明する書類。（次項「質疑応答」A2参照）

【電気工事二法に関する質疑応答】

(63資公技第1号 昭和63年12月19日)

Q 1	実務経験証明書の証明者は、代表者でなければダメなのか？
A 1	実務経験の証明者は、雇用主すなわち代表者であるとしているが、営業所長又は支店長等の実務経験の証明行為が委任され、 <u>委任状（※）</u> の提出があれば、その者でも差し支えない。
Q 2	一人親方の場合又は勤務していた会社が倒産した場合、実務経験の証明は誰が行えばよいのか？
A 2	次のいずれかの書類で証明する。 1 2以上の電気工事業者等が証明する書類 2 電気工事工業組合等に参加している場合は、組合等が証明する書類 3 その他、申請者が実務経験を有することを確実に証明する書類 例：登録簿の謄本（主任電気工事士であった者は、これで3年間の実務経験の証明になる） 電気工事業法第26条の帳簿の写し（作業欄に氏名が記載されている帳簿に限る）
Q 3	法人が当該法人の代表者の実務経験を証明する場合、その証明は認められるか？
A 3	認められる。

※ 愛知県では、委任状の様式を次ページのとおり定めております。

委任状を御提出いただくと、提出日以降は他の方の実務経験証明書も受任者が証明することができます。

なお、受任者の「職・氏名」が記入されている場合はその方個人に、「職」のみ記入されている場合は、その職責のある方に委任されているとします。

例1) 「名古屋支店長 名古屋次郎」に委任」

→名古屋次郎様が在任中当該委任状は有効です。

例2) 「名古屋支店長」に委任」

→提出日現在の名古屋支店長様が異動されても委任状は有効です。

委任状

年 月 日

愛知県知事殿

委任者

所在地

企業名

職・氏名

私は、_____を代理人と定め、

下記の事項を委任します。

記

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第3項の規定により、第一種電気工事士免状の交付を受けるために必要な実務経験を有することを証明すること。

記入例

委任状

令和5年6月1日

愛知県知事殿

委任者

所在地 **東京都〇〇区××町△-△-△
□□ビル**

企業名 **愛知電気株式会社**

職・氏名 **代表取締役社長 愛知太郎**

私は、**名古屋支店長** **名古屋次郎**を代理人と定め、

下記の事項を委任します。

記

氏名入りは、名古屋次郎に対する
委任、氏名空欄は名古屋支店長に
対する委任とみなす。

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第3項の規定により、第一種電気工事士免状の交付を受けるために必要な実務経験を有することを証明すること。

実務経験証明書の証明者の印は、代理人の役職の印(「〇〇支店長印」等)ですが、代理人の役職の印を作成していない場合は、余白部分に
「代理人の役職の印は作成していないため、代理人の私印にて証明します。」と御記入ください。

①経験が一般用電気工作物等の例

実務経

事前審査を受けたときに
伝えられた番号を記入。

事前審査受付番号 () (枚中 枚)

ふりがな	あいち いちろう		生年 月日	昭和・平成 1 年 12 月 25 日
氏 名	愛知 一郎			
現 住 所	〒460-8501名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 (TEL. 090-1234-5678)			
現在の勤務 先の名称及 び所在地	名 称	愛知電気工事株式会社 (TEL. 052-954-6199)		
	所在地	〒444-1234 岡崎市明大寺本町 1 - 4		

実務経験の期間及び内容

①期 間	④職務の内容
平成29年4月 1 日～ 令和7年1月 5 日	※ 始まりの日付は、第二種免状交付日以降、かつ電気工事業の初回登録日（又は開始届出日）以降。 終わりの日付は、証明日以前。 1 第二種電気工事士免状取得後、一般用電気工作物等の配線工事等 ・ 第二種電気工事士免状の交付番号・年月日 愛知県第〇〇〇号 昭和・平成・令和 25 年 9 月 30 日交付 2 自家用電気工作物の配線工事等（最大500kw以上のもの） 3 その他 ・ 愛知県以外の免状は写しを添付。に記入してください。
7 年 9 ヶ月	
②所 部署及び役職	
3年以上必要。 複数の勤務先の経験を合算 する場合は、勤務先ごとに証 明書が必要。	
イ アの施工場所の ・ 受電電圧 _____ V ・ 契約電力 _____ kw	工事実施件数約 _____ 件

上記のとおり、実務経験を有すること
令和7年 1 月 10 日

愛知県知事以外の場合は登録証又は
開始届受理証の写しを添付。

電気工事業法の登録又は届出番号（実務経験が1一般用電気工作物等の方は必須）
（愛知 県知事・大臣・局長・保安監督部長 登録・届出第 100999 号）

注：「般一〇」はありません。

証明者

住 所：岡崎市明大寺本町 1 - 4

法 人 名（又は屋号）：愛知電気工事株式会社

代表者職氏名（又は氏名）：代表取締役 愛知 太郎 印

証明者は原則として代表者。
支社長、工場長等に委任されている
場合は委任状が必要。

法人の場合は登記印（丸印）。
社印（角印）は不可。
個人の場合は認印可。

※代表者以外の証明の場合の委任状提出確認印（ ）

※は記入しないこと。

②経験が自家用電気工作物の例

実務経

事前審査を受けたときに
伝えられた番号を記入。

事前審査受付番号 (—) 枚中 枚)

ふりがな	あいち いちろう		生年 月日	昭和・平成 1 年 12 月 25 日
氏 名	愛知 一郎			
現 住 所	〒460-8501名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 (TEL. 090-1234-5678)			
現在の勤務 先の名称及 び所在地	名 称	愛知電気工事株式会社 (TEL. 052-954-6199)		
	所在地	〒444-1234 岡崎市明大寺本町 1-4		

実務経験の期間及び内容

①期 間	④職務の内容
平成29年4月 1日～ 令和7年1月 5日	終わりの日付は、証明日以前。 第4条第3項第1号に定める電 した。(主な内容は下記のと りです。)
7 年 9 ケ月	※ 該当する番号を○でかきこめてください。 3年以上必要。 複数の勤務先の経験を合算する場合は、勤務 先ごとに証明書が必要。
②所属部署及び役職	1 第二
工務課 電気工事担当主任	2 自家用電気工作物の配線工事等 (最大500kw以上のもの)
③電気工事会社等に勤務の場 合は、主な場所を1つ記入。	3 その他
ア 工事施 所名	経験が2,3の場合はこ の例を参考に必ず記入。
愛知自動車部品(株) 岡崎工場	左の期間、電気主任技術者の指導監督のもと、自社岡崎工場 の電気工作物の工作業業の、次のような業務に従事した。 負荷設備について、屋内配線工事・コンセントの取付工事 等
イ アの施工場所の ・ 受電電圧 33000 V ・ 契約電力 7500 kw	工事実施件数約 150 件

- ・500kw未満の場合は「③経験が簡易電気工事の例」を参照。
- ・発電所の場合は「契約電力」欄は出力を記載すること。

令和7年 1月10日

電気工事業法の登録又は届出番号(実務経験が1一般用電気工作物等の方は必須)
(県知事・大臣・局長・保安監督部長 登録・届出第 号)

注:「般一〇〇」証明者は原則として代表者。 はありません。

証明者

住 所: 岡崎市明大寺本町 1-4

法 人 名 (又は屋号): 愛知電気工事株式会社

代表者職氏名 (又は氏名): 代表取締役 愛知 太郎

印

法人の場合は登記印(丸印)。
社印(角印)は不可。
個人の場合は認印可。

※代表者以外の証明の場合の委任状提出確認印 ()

※は記入しないこと。

③経験が簡易電気工事の例

実務経

事前審査を受けたときに
伝えられた番号を記入。

事前審査受付番号 () (枚中 枚)

ふりがな	あいち いちろう		生年	昭和・平成	1年12月25日
氏名	愛知 一郎		月日		
現住所	〒460-8501名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 (TEL. 090-1234-5678)				
現在の勤務先の名称及び所在地	名称	愛知電気工事株式会社 (TEL. 052-954-6199)			
	所在地	〒444-1234岡崎市明大寺本町1-4			

実務経験の期間及び内容

①期間	始まりの日付は、認定電気工事従事者認定証交付日以降。 終わりの日付は、証明日以前。 平成29年4月1日～ 令和7年1月5日 7年9ヶ月	※ 該当する番号を○でかきこめてください。 3年以上必要。 複数の勤務先の経験を合算する場合は、勤務先ごとに証明書が必要。	ここで定める電記のとおりです。)
②所属部署及び役職	工務課 電気工事担当主任	1 第二 2 自家用電気工作物の配線工事等 (最大500kw以上のもの) 3 その他 2又は3は、職務の内容を具体的に記入してください。	経験が2,3の場合はこの例を参考に必ず記入。
③電気工事会社等に勤務の場合は、主な場所を1つ記入。	ア 工事場所名 愛知自動車部品(株) 岡崎工場 イ アの施工場所の - 受電電圧 33000 V - 契約電力 400 kw	左の期間、電気主任技術者の指導監督のもと、自社岡崎工場の電気工作物の工事作業の、次のような業務に従事した。 負荷設備について、屋内配線工事・コンセントの取付工事等 工事実施件数約 150 件	

認定電気工事従事者認定証の写しを添付する。また、自社でない場合は電気工事業法の登録等の番号が必要。

令和7年 1月10日

電気工事業法の登録又は届出番号 (実務経験が1一般用電気工作物等の方は必須)
(県知事・大臣・局長・保安監督部長 登録・届出第 号)

注:「一般」 ではありません。

証明者

住所: 岡崎市明大寺本町1-4

法人名 (又は屋号): 愛知電気工事株式会社

代表者職氏名 (又は氏名): 代表取締役 愛知 太郎

印

※代表者以外の証明の場合の委任状提出確認印 ()

(例) 受変電設備の電力ヒューズ取替工事、トランス、高圧ケーブル改修工事、負荷設備の屋内配線工事、低圧電動機、スイッチボックス、コンセント、照明器具の取付・取替工事等。
(注) 試験合格者は、維持、運用は経験になりません。

法人の場合は登記印 (丸印)。
社印 (角印) は不可。
個人の場合は認印可。

④経験が電気事業用電気工作物の例
(送配電線等)

実務

事前審査を受けたときに
伝えられた番号を記入。

事前審査受付番号 () 枚中 枚)

ふりがな	あいち いちろう		生年 月日	昭和(平成)1年12月25日
氏名	愛知 一郎			
現住所	〒460-8501名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 (TEL. 090-1234-5678)			
現在の勤務 先の名称及 び所在地	名称	愛知電気工事株式会社 (TEL. 052-954-6199)		
	所在地	〒444-1234岡崎市明大寺本町1-4		

実務経験の期間及び内容

①期 間	④職務の内容
平成29年4月1日～ 令和7年1月5日	第4条第3項第1号に定める電 工業務に就きました。(主な内容は下記のとおりです。)
7年 9ヶ月	3年以上必要。 複数の勤務先の経験を合算する場合は、 勤務先ごとに証明書が必要。
②所属部署及び役職	1 第一種電気工事士 ・ 第二種電気工事士免状の交付番号・年月日 県第 号 昭和・平成・令和 年 月 日交付
③主な工事場所の設備概要	2 自家用電気工作物の配線工事等 (最大500kw以上のもの) 3 その他 ・ 2又は3は、職務の内容を具体的に記入してください。
ア 工事施工場所名 〇〇電力(株)××営業所 管内 (主に岡崎市)	左の期間、〇〇電力(株)の電気主任技術者の指導監督のもと、〇〇Vの配電線の取付。取替工事や柱上変圧器・保安開閉器の取付・取替工事を日常的に行った。
イ アの施工場所の ・ 受電電圧 V ・ 契約電力 kw	工事実施件数約 件 日常的に工事を行っている場合は、 文中に「日常的」と入れる。この場合は、 実施件数の記入は不要。

上記のとおり、実務経験を有することを証明します。

令和7年 1月10日

電気工事業法の登録又は届出番号 (実務経験が1一般用電気工作物等の方は必須)
(県知事・大臣・局長・保安監督部長 登録・届出第 号)

注:「般

証明者は原則として代表者。
支社長、工場長等に委任されている号ではありません。
場合は委任状が必要。

証明者

住 所: 岡崎市明大寺本町1-4

法人名 (又は屋号): 愛知電気工事株式会社

代表者職氏名 (又は氏名): 代表取締役 愛知 太郎 (印)

法人の場合は登記印 (丸印)。
社印 (角印) は不可。
個人の場合は認印可。

※代表者以外の証明の場合の委任状提出確認印 ()

※は記入しないこと。

実務経験証明書に関するよくある質問

証明日時点でどこにも勤めていない場合、「現在の勤務先の名称及び所在地」は空欄で良いでしょうか。

「無し」と記入してください。空欄だと記入漏れと区別がつかないためです。

(記載例)

現在の勤務先の名称及び所在地	名 称	無し	(TEL.)
	所在地	〒	

転職しており、以前の勤務先での実務経験を記載したいのですが、「現在の勤務先の名称及び所在地」欄は、以前の勤務先と現在の勤務先のどちらを記載するのでしょうか。

証明日時点の内容を記載してください。

現在、出向しているのですが、「現在の勤務先の名称及び所在地」欄は、出向元と出向先のどちらを記載するのでしょうか。また、証明者は出向先と出向元のどちらでしょうか。

「現在の勤務先の名称及び所在地」欄には出向先を記載してください。なお、出向先の従業員として電気工事を行っているため、証明者は出向先です。

「①期間」の始まりの日は、入社した日でしょうか。

入社後、「④職務の内容」で選択した実務を開始した日です。

選択肢「1」（第二種電気工事士免状取得後、一般用電気工作物等の配線工事）の場合は、電気工事を行える期間は、第二種電気工事士免状の交付日以降、かつ、電気工事業の初回登録（届出）日以降なので、御注意ください。

選択肢「3」（認定電気工事従事者認定証所持者の簡易電気工事）の場合は、電気工事を行える期間は、認定電気工事従事者認定証の交付日以降、かつ、電気工事業の初回登録（届出）日以降（ただし、簡易電気工事を行えるのは、電気工事の種類に「自家用電気工作物」を含んでいる期間のみ。）なので、御注意ください。

この部分です。

証明者欄に記入する「電気工事業法の登録又は届出番号」の確認方法を教えてください。

「登録電気工事業者登録証」等の書類により確認します。書類は4種類あり、電気工事業者が行う電気工事の種類等により異なります。

建設業許可の番号とは別の番号ですので御注意ください。

(登録電気工事業者登録証の例)

登録電気工事業者登録証

住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地

氏名又は名称 〇〇電気工事株式会社

上記の者について、次のとおり電気工事業務の適正化に関する法律第38条第3項の登録をしたことを証明します。

令和〇年〇月〇日

登録電気工事 大 特 別 業 者

1 登録年月日 令和〇年〇月〇日

2 登録番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

3 電気工事の種類 一般用電気工作物等及び自家用電気工作物

事務の有效期間 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

区分	書類の名称
登録電気工事業者	登録電気工事業者登録証
みなし登録電気工事業者	建設業者として行う電気工事の届出受理証
通知電気工事業者	通知電気工事業者通知受理証
みなし通知電気工事業者	建設業者として行う電気工事の通知受理証

証明者が倒産しているため、手続き案内9ページの「2以上の電気工事業者等が証明する書類」で実務経験を証明したいです。どのように書けばよいでしょうか。

「②所属部署及び役職」欄には本来の証明者、証明者欄には代わりに証明する電気工事業者の内容を記載してください。証明者ごとに作成するため、証明する内容が同じで証明者が異なる2件の書類を提出することになります。

なお、「④職務の内容」の選択肢が「1 一般用電気工作物等」または「3 その他(簡易電気工事)」の場合は、以下の3点に御注意ください。

- ・「②所属部署及び役職」欄に本来の証明者の電気工事業法の登録・届出番号も記載し、証明者欄の「電気工事業法の登録又は届出番号」欄に代わりに証明する電気工事業者の電気工事業法の登録・届出番号を記載してください。
- ・「本来の証明者」と「代わりに証明する電気工事業者2者」の3者全てが、「①期間」に記載した全期間について、電気工事の登録(届出)が必要です。
- ・簡易電気工事を行えるのは、電気工事業法の登録・届出がある期間の内、電気工事の種類に「自家用電気工作物」を含んでいる期間のみです。

(記載例)

②所属部署及び役職

〇〇電気工事株式会社
愛知県知事登録第 000000 号

本来の証明者の名称

本来の証明者の電気工事業法の登録・届出